

倉敷市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図るとともに、民間企業等の事業活動を促進し地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告仕様 広告掲載に係る広告物のデザイン、形状、材質等をいう。
- (4) 広告主等 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者（以下「広告主」という。）及び市が広告掲載等に係る事務を委託した者（以下「広告取扱業者」という。）をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの

- (8) 人権侵害につながるおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告掲載料)

第5条 市は広告掲載の対価として、広告主等から広告掲載料を徴収する。

2 広告掲載料の額は、広告媒体ごとに別に定める。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合はこの限りでない。

3 広告掲載料は、行政財産の使用許可に係る使用料等を徴収する場合においても徴収するものとする。ただし、条例において行政財産の使用料等が広告掲載の対価を含めて定められている場合はこの限りでない。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集、選定等の方法については、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告の掲載順位)

第8条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。ただし、競争入札又は企画コンペ方式を採用する場合はこの限りでない。

(1) 第1順位

国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの。

(2) 第2順位

公社、公団など。日本放送協会

(3) 第3順位

- ・私企業のうち、公益性の強い企業で次に掲げる事業を営むもの。(共済、運輸、通信、電気、ガス供給、新聞、放送)
- ・市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫、農業協同組合等の金融機関

(4) 第4順位

私企業のうち、市内で公共事業を請け負っているもの。

(5) 第5順位

市内の商店街、市場、専門店の連合体。

(6) 第6順位

市内の学校法人、各種市民団体

(7) 第7順位

レクリエーション施設等を経営するもの。

(8) 第8順位

前号に掲げる以外の者

(物品等の寄附)

第9条 物品等の寄附により広告を行う場合については、別に定める。

(広告の承認等)

第10条 広告掲載を希望する者は、広告仕様書等を記載した申請書類に見本を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認にあたっては、広告仕様及びその他必要な事項について審査し、承認を行うに際して、市長は、広告仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。広告募集、選定等の方法については、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告の責任等)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主等が負うものとする。

- 2 広告の作成経費は、広告主等の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。